

## 仮認定 NPO 法人とは？

設立後5年以内の NPO 法人であれば、パブリック・サポート・テスト (PST) 基準が不要となる仮認定を受けることができます。仮認定にも、一部税制上のメリットがあります (県民・法人向けの税制上の優遇措置の 1、2)。

また、**仮認定の有効期間は3年間**となっており、**更新はできません**。

なお、改正 NPO 法施行後3年間 (平成 27 年 3 月 31 日まで) は、設立後5年を超えた NPO 法人も仮認定の申請をすることができます。

## 認定等の申請から認定 (仮認定) までの流れ

認定等の申請から認定 (仮認定) までの流れは、次のとおりです。

1 事前相談	2 申請書提出	3 審査	4 認定・不認定
認定等の申請をお考えの方は、事前相談 (予約制) をお願いいたします。	申請書の様式は、県のホームページからダウンロードできます。	書類審査に加え、実態確認 (現地調査) を行う場合があります。	県から書面により結果を通知するとともに、認定の場合は県のホームページ等で公示します。

## 認定 NPO 法人等の相談・申請窓口

認定・仮認定についてのお問合せは、下記窓口までお願いします。



### ■ 山形県庁県民文化課県民活動プロスポーツ支援室

※山形市、上山市、村山市、南陽市、河北町又は庄内町のみ事務所を置く場合

☎ 023-630-3157

### ■ 村山総合支庁地域振興課

※村山地域に主たる事務所を置く場合。ただし、山形市、上山市、村山市又は河北町のみ事務所を置く場合を除く。

☎ 023-621-8354

### ■ 最上総合支庁地域振興課

※最上地域に主たる事務所を置く場合。

☎ 0233-29-1239

### ■ 置賜総合支庁地域振興課

※置賜地域に主たる事務所を置く場合。ただし、南陽市のみ事務所を置く場合を除く。

☎ 0238-26-6018

### ■ 庄内総合支庁総務課

※庄内地域に主たる事務所を置く場合。ただし、庄内町のみ事務所を置く場合を除く。

☎ 0235-66-5417

このパンフレットに関する問合せ先

山形県企画振興部県民文化課県民活動プロスポーツ支援室

TEL : 023-630-3157

詳しくは web へ

山形県ホームページ (http://www.pref.yamagata.jp/ou/kikakushinko/020073/#npohoujin)

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

🔍 山形県 NPO 法人 検索

# 認定 NPO 法人制度のしくみ



山形県

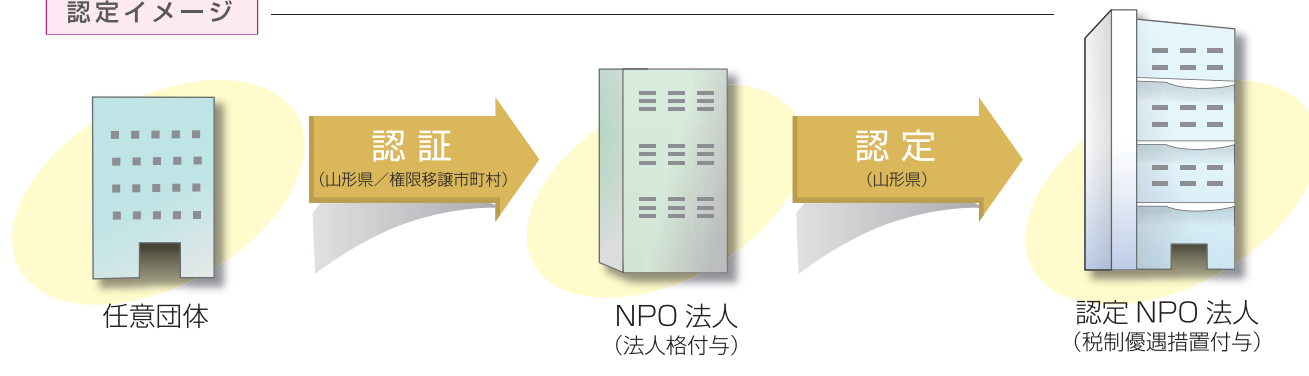
## 認定 NPO 法人制度とは？

NPO 法人とは、公益的なサービスの提供や社会問題・地域課題の解決などを行う民間非営利の社会貢献活動団体です。

認定 NPO 法人制度とは、こうした NPO 法人の活動を支援するために税制上設けられた措置で、NPO 法人のうち一定の基準を満たすものを所轄庁（都道府県又は指定都市）が認定を行う制度です。

なお、**認定の有効期間は5年間（更新可）**です。

### 認定イメージ



## 認定 NPO 法人になるための基準とは？

認定 NPO 法人になるためには、次の**8つの基準**を満たす必要があります。  
 なお、基準を全て満たしていても**欠格事由**に該当する場合は、認定を受けることはできません。



### 認定基準

#### ① パブリック・サポート・テスト（PST）に適合していること。

パブリック・サポート・テスト(PST)とは、NPO 法人が広く市民から支援を受けているかどうかを判断する基準です。次のアからウのいずれかの基準をみたす必要があります。

#### 【パブリック・サポート・テスト】

- ア【相対値基準】 経常収入金額に占める寄附金等収入金額の割合が 20%以上である。
- イ【絶対値基準】 寄附額年 3,000 円以上の寄附者の数が平均 100 人以上である。
- ウ【条例個別指定】 都道府県又は市区町村の条例による個別指定を受けている。

- ② 事業活動について、公益的な活動の占める割合が、50%未満であること。
- ③ 運営組織及び経理が適切であること。
- ④ 事業活動の内容が適正であること。
- ⑤ 情報公開を適切に行っていること。
- ⑥ 事業報告書等を所轄庁に提出していること。
- ⑦ 法令違反、不正の行為、公益に反する事実がないこと。
- ⑧ 設立の日から1年を超える期間が経過していること。

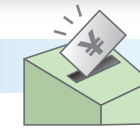
### 認定の欠格事由

認定等の取消しから5年を経過していない、定款等の内容が法令に違反している、暴力団等の統制下にあるなど。

## 認定 NPO 法人に寄附された県民・法人の皆さんには税制上の優遇措置があります

### 1 個人が寄附する場合

**寄附金控除**（所得控除 or 税額控除）が受けられます。



例) 個人が1万円の寄附を行った場合

認定 NPO 法人への寄附：寄附金控除額 **4,000 円** (注)

(注) 所得税の税額控除を選択し、かつ個人住民税（都道府県・市町村）も寄附金控除の対象となる場合

※(参考) NPO 法人への寄附：寄附金控除額 なし

認定NPO法人に寄附すると40%程度も減税になるんだね。



### 2 法人が寄附する場合

一般寄附金の損金算入限度額に加え、**別枠の損金算入限度額**の適用が受けられます。

例) 資本金1千万円、所得金額1千万円の法人が、100万円を寄附した場合

認定 NPO 法人への寄附：損金算入限度額 **400,000 円**

※(参考) NPO 法人への寄附：損金算入限度額 68,750 円

認定NPO法人に寄附したほうがお得なんだね。



### 3 相続財産等を寄附する場合

寄附した相続財産等は**非課税**となります。

税制優遇措置があると寄附がしやすいね！



## 認定 NPO 法人自身にも税制上の優遇措置があります

### みなし寄附金制度

収益事業から得た利益を収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に支出した場合、この支出を寄附金とみなし、一定の範囲内（所得金額の50% or 200万円のいずれか多い額）で損金算入できます。

### みなし寄附金イメージ

